

(4) 沼間中学校 P&T 規約 (案)

第1章 名称および事務所

第1条 本会は逗子市沼間中学校 P&T という。

第2条 本会は事務所を沼間中学校に置く。

第2章 目的および方針

第3条 本会は生徒の保護者と教職員が相互の親睦・協力・教養の向上をはかることにより 家庭・学校・社会における生徒の健全な成長に寄与することを目的とする。

1 生徒の教育ならびに福祉のために活動する他の団体および機関と協力する。

2 本会は非営利的・非宗教的・非政治的な教育団体であり、他のいかなる団体の支配・統制・干渉を受けるものではない。

第3章 会員

第4条 この会員になることのできるものは次の通りである。

1 逗子市立沼間中学校に在籍する生徒の保護者

2 逗子市立沼間中学校に在籍する教職員

第5条 本会の会員はすべて平等の義務と権利を有する。

第6条 会員は所定の会費をおさめるものとする

第4章 会計

第7条 本会の会計は、会費・事業収入・寄附金およびその他の収入をもってまかなう。
ただし寄附を求める場合には総会において承認を得なければならない。

第8条 会費は一世帯月額50円とする。

第9条 会費は第1回学校諸費とともに年額600円を引き落としとする。

第10条 転入の会員の会費は転入月から数えて徴収するものとする。

第11条 転出の会員の会費は転出月の翌月からの分を返却する。

第12条 会費の引き落としは上級生の世帯数に合わせて行う。

第13条 慶弔規定を設ける。

第14条 本会の会計は総会において議決された予算に基づいて行われる。

第15条 この会の決算は会計監査を経て総会に報告され、承認を得なければならない。

第16条 この会の会計年度は毎年4月1日から始まり翌年3月31日に終わるものとするが、引き続き30日間の出納整理期間を置くことができる。

第5章 役員

第17条 本会の役員は次のとおりとする。

委員長 1名（年度終わり総会で承認・決定）

副委員長 1名（年度終わり総会で承認・決定）

校外委員長 1名（年度終わり総会で承認・決定）

書記 3名（学年委員会と校外委員会の書記から互選、および教職員1名）

会計 3名（学年委員会の学年諸費会計監査と校外委員会の会計から互選および教職員1名）

第18条 役員に欠員が生じた場合は各委員会から補充し、任期は前任者の残任期間とする。

第19条 役員は第1回P&T運営委員会で選出される。

第20条 役員の任務は次のとおりである。

1 委員長は、本会を代表し会務を総括し、総会および運営委員会を招集する。

2 書記は、総会および運営委員会の議事ならびに本会の活動に関する事項を記録保管する。

3 会計は、総会で決定した予算に基づいて一切の会計事務を処理する。

また、総会において、本会の会計監査委員の監査を経て決算報告をする。

第6章 会計監査委員

第21条 本会の会計を監査するため、3名（保護者2名と教職員1名）の会計監査委員を置く。

第22条 会計監査委員の選出および任期は、細則による。

第23条 会計監査委員は決算を監査し、その結果を総会で報告する。

又、必要に応じて臨時会計監査を行うことができる。

第7章 総会

第24条 総会は全会員を以て構成され、本会の最高議決機関である。

第25条 総会は世帯の現在数の2分の1以上出席しなければその議事を開き議決することができない。ただし、委任出席を認める。

第26条 総会の議事の議決は、出席者（ただし、同一世帯から2名以上の出席者があった場合は1票とする）の過半数を必要とする。

第8章 運営委員会

第27条 運営委員会は学年委員・校外委員・校長・教頭・教務・各学年主任・各委員会担当職員を以て構成する。

第28条 運営委員会は会計監査委員の権限以外の事務を処理し、連絡調整をはかり、総会に提出する議案を調整する。

第29条 運営委員会は役員が必要と認めたとき、または運営委員会の現在数4分の1以上の要求があったときに開催する。

第30条 運営委員会は委員の現在数の2分の1以上出席しなければ、その議事を開き、議決することができない。

第31条 運営委員会の議事の議決は出席者の過半数を必要とする。

第 9 章 細 則

第 3 2 条 この会の運営に関し必要な制定および改廃は、運営委員会において委員の 3 分の 2 以上の賛成によってこれを行うものとする。

第 3 3 条 細則を制定又は改廃した場合には、その結果を次期総会に報告し、承認を得なければならない。

第 1 0 章 改 正

第 3 4 条 この規約は、総会において、出席世帯数の 3 分の 2 以上の賛成がなければ改正することができない。改正案は総会の開催 1 週間前に全会員に知らせておかなければならない。

付 則

この規約は平成 1 7 年 4 月からこれを実施
平成 27 年 2 月 17 日改正

細 則

第 1 章 常置委員会および臨時委員会

第 1 条 常置委員会は次のとおりである。

1 学年委員会

- ① 各学級より 2 名選出する。(学年、年度、状況によってはこれに限らない)
- ② 各学年の委員から委員長・副委員長・書記・学年諸費の会計監査を選出する。
- ③ 学校教育を正しく理解し、学級を基にした活動を計画、実施し、会員相互の交流を深める。
- ④ 学級相互の連絡を密にし、学級・学年活動の推進を図る。

2 校外委員会

- ① 各学級より 1 名選出する。(学年、年度、状況によってはこれに限らない)
- ② 通学路の安全確認を行う。
- ③ 体育祭・合唱発表会等の時の校舎内・外巡回。
- ④ その他地域に関すること。

第 2 条 常置委員会は 定例会を開催する。

第 3 条 常置委員会の委員に欠員が生じた場合はそれぞれ各学級において選出する。

第 4 条 委員の任期は 1 年とする。ただし、同じ委員会の職にあることが連続して 2 年を超えてはならないことを原則とする。

第 5 条 臨時委員会

- 1 臨時委員会を設けた場合は次期総会でその活動を報告しなければならない。
- 2 臨時委員会は、その任務を終了したときに解散する。

第2章 総会について

第6条 総会は定期総会と臨時総会とする。

1 定期総会は年2回行う。

① 年度始めに新運営委員会のメンバー紹介・新年度計画・年度予算の審議・前年度の決算報告の承認を行う。

② 年度終わりに、翌年度役員（委員長、副委員長、校外委員長）ならびに本年度事業報告の承認、会計中間報告を行う。

2 臨時総会は運営委員会が必要と認めた場合または、会員総数の5分の1以上の要求があった場合に行う。

第3章 慶弔規定

第7条 会員および在学中の生徒の死去に関して5000円相当の弔意を表す。

第8条 その他、必要な場合は運営委員会での都度協議し、適切な処置をとる。

第4章 会計監査委員について

第9条 運営委員は会計監査委員を兼ねられない。

第10条 会計監査委員の任期は、毎年1回の定期総会より翌年の第1回定期総会までとする。

第11条 選出については、運営委員会の委嘱とする。（1・2年の保護者から2名、教職員1名）

付 則

この細則は平成27年4月からこれを実施